

# 西条市農業委員会 令和2年度 第9回総会 議事録

1. 日 時 令和2年11月25日(水) 午後2時01分から午後2時28分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%  
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	11番	栗田 房信	20番 越智 栄二
	2番	明比 典正	13番	川上 義則	21番 越智 信仁
	3番	徳増 靖記	14番	山田 好一	22番 戸田 博明
	4番	一色 達夫	15番	村上 繁敏	23番 真鍋 美鈴
	5番	高橋 豊重	16番	武田 喜義	24番 高橋 忠親
	6番	西原 昇	17番	伊藤 健一	
	7番	高木キクミ	18番	青野 武	
	10番	長谷川孝師	19番	曾我 照一	

## ○欠席者氏名

9番 井上 雅貴

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	23番	山内 信政
	2番	一色 信之	12番	森田 忠茂	24番	大西 宗次郎
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	25番	佐々木 則幸
	4番	加藤 武司	14番	武方 謙一	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	16番	鈴木 伸二	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	18番	山内 強	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	19番	黒川 俊彰		
	10番	安藤 英利	22番	永井 和俊		

## ○欠席者氏名

20番 高橋 正 21番 高橋 寿夫

## 5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地通知について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 松木 淳

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 渡部沙耶香

## 7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和2年度 第9回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

事務局 それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今から、令和2年度 第9回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。  
川上義則委員、山田好一委員の両委員にお願いいたします。  
欠席届が農業委員の9番 井上雅貴委員、推進委員の20番 高橋正委員、21番 高橋寿夫委員から出ております。ただいまの出

席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊龍也、渡部沙耶香の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

### 農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

まず、144号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、譲受人の長男にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員退場)

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしく申し上げます。  
失礼して、着座にてご説明させていただきます。  
4ページをお願いいたします。

144号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から、贈与を受けようとする申請であります。

議長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 144号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上1件を、原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認め

ます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場)

議 長 審議を再開いたします。

続いて、148号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議 長 議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 148号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

議 長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 148号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上1件を、原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場)

議 長 審議を再開いたします。

残りの6件について、事務局から説明いたします。

事務局 142号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

143号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から、贈与を受けようとする申請であります。

145号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇か

ら、所有権の移転を受けようとする申請であります。

146号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

147号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

149号は、〇〇の〇〇が、新規就農のため、〇〇の〇〇から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、6件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

149号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

地区委員 今回の新規就農希望者につきまして、11月6日に丹原総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、渡邊職務代理人、高橋寿夫委員及び私、越智信仁です。当案件の申請人は〇〇の〇〇、32才であります。〇〇は、〇〇の農地、16,000㎡を買い受け、就農しようとするものです。買い受ける農地は、現在、耕作放棄地となっていますが、徐々に解消していく予定です。また同時に農業学校に通うことも検討しています。

栽培する作物は、今後、JAや愛媛県と相談しながら決めていくそうです。まずは耕作放棄地の解消に取り組んでからになります。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇の就農については、農業技術の習得が必要であることから、JAや先輩農家から指導を受けるとともに、農地は農地として管理し、取得日から5年間で耕作放棄地を解消できるよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上、6件についてご審議をお願いしますが、142号から地元委員さんの意見をお伺いしたいと思います。

地区委員 142号 問題ありません。

143号 問題ありません。

145号、146号、147号 問題ありません。

149号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上6件を、原案どおり許可することといたします。

非農地通知関係

議 長 次に、6ページ、議案第2号、非農地通知について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 7ページをお願いいたします。  
9号から13号は、一色達夫委員と加藤武司委員及び事務局1名が現地の状況を確認しております。  
9号は、〇〇の〇〇が所有する農地1筆で、申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、山林化しております。  
10号は、〇〇の〇〇が所有する農地1筆で、申請地は、登記地目・農家台帳とも田ですが、山林化しております。  
11号は、〇〇の〇〇が所有する農地4筆で、申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、山林化しております。  
12号は、〇〇の〇〇が所有する農地2筆で、申請地は、登記地目・農家台帳とも田ですが、山林化しております。  
13号は、〇〇の〇〇が所有する農地1筆で、申請地は、登記地目・農家台帳とも田ですが、山林化しております。  
14号は、〇〇の〇〇が所有する農地1筆で、高橋忠親委員と曾我敏数委員及び事務局1名が航空写真で現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、山林化しております。  
以上6件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、6件につきましては、地区委員が確認しておりますが、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、

以上、6件を原案どおり承認することとし、通知書を発出いたします。

### 農地法第5関係

議長 次に、9ページ、議案第3号、農地法 第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 10ページをお願いいたします。  
125号は、宅地建物取引業を営む〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。  
126号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。  
127号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から賃借権設定を受け、申請地に老人ホーム建設用の仮設事務所、仮設材料置場等を設置するため、一時転用しようとする申請でございます。  
128号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。  
129号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。  
130号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から賃借権設定を受け、事務所及び作業場を建設しようとする申請でございます。  
本件は、譲受人から事務所・作業場等を建築したいので申請地を貸して欲しいとの申出があり、賃貸すべく住宅建設業者に相談したところ、申請地の地目は畑であるが、現状は駐車場等のようになっており、農地法違反の状態であると教えられ、十分な調査を行わず、また関係法令を十分に理解していなかったことが原因であったことから、今後は農地法等の関係法令を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにしたいとの始末書が提出されております。  
131号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から所有権移転を受け、2区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。  
132号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。  
133号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上9件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、9件であります、125号から順次ご意見を伺いた  
いと思ひます。

地区委員 125号 問題ありません。  
126号 問題ありません。  
127号 問題ありません。  
128号 問題ありません。  
129号、130号、131号 問題ありません。  
132号、133号 問題ありません。

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委 員 127号について、私は申請地の横で耕作しているが、資材置場  
及び事務所等となっているが資料を見ても工事の詳細が分からな  
い。

事務局 現在の情報としては、介護施設を建設する予定であり、その施設  
の建設のための資材置場等して一時転用するものです。

委 員 その介護施設はどこにできるのか。

事務局 一時転用する申請地に隣接するところに予定されており、詳細の  
位置図等は別途お渡しします。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでもありますので、  
以上9件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農業振興地域整備計画変更関係

議 長 次に、13ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対



する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

- 事務局 14ページをお願いいたします。
- 11号は、〇〇の〇〇が、自己住宅及び農業用倉庫を建設しているため、申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。
- 本件は、農振法の手続きをせず、既に農家住宅及び農業用倉庫が建設されており、農振法違反を是正するものでございます。申請人は、次の12号の申請に係る息子の〇〇の住宅を建築する計画を立てていたところ、法令違反に気づいたとのこと。申請人からは、「自身の不始末により農振法違反になってしまったことから、今後このような工事をする前には、専門家に相談をして違反の無いようにいたします」との始末書が提出されております。
- 12号は、〇〇の〇〇が、自己住宅を建設するため、申請地を農用地区域から除外しようとする申請でございます。
- 以上、2件であります。地区委員さんからご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 11号、12号 問題ありません。

事務局 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上2件を、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

#### 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議長 次に、17ページ、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書20ページから49ページとなっております。農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、183件、面積は、58万3,817.15㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、7件、面積は、21,150㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 報告承認案件

議 長 次に、50ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和2年10月16日から、令和2年11月5日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を32件受理いたしました。ご了承をお願いいたします。

議 長 何かご意見等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。  
慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	非農地通知について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和2年11月25日 午後2時28分

この議事録を調製し、議事録署名人とともに署名する。